

## 令和8年度 主な支援制度等一覧

No.	担当課	事業名	事業概要	事業の要件等	補助・助成事業者	補助率・額	交付金の流れ
1	中山間地域・離島振興課	中山間地域の生活機能維持・確保支援補助金	【中山間地域の生活機能維持・確保支援補助金】 人口減少が進み、将来的な収益の確保が見込めない中、民間事業者のみの取組では施設の維持が極めて困難となることが見込まれることから、市町村が支援する、中山間地域に設置されたガソリンスタンドの改修経費等について、その一部を支援する。	○対象 以下の要件を満たすガソリンスタンド (支援対象施設は旧市町村(59)ごとに2箇所まで) ・中山間地域に設置されているもの ・市町村が、営業継続のため必要な施設整備等について支援を行うもの、または、市町村が自ら運営するもの ○対象経費 ①地下タンクの漏えい防止工事 (内面ライニング施工工事等) ②配送用タンクローリーの更新 ③計量機の更新	市町村	○1箇所目 市町村負担額の1/2 2箇所目 市町村負担額の1/3 (対象事業毎に補助限度額を設定)	県→市町村
2	中山間地域・離島振興課	しまねの郷づくり担い手育成研修	地域の担い手のスキルアップや世代交代の促進等を目的に、地域づくりの担い手となる人材の育成のための研修会を開催する。 県内の先進事例を紹介する「場」を創出し、先進事例の横展開を図るとともに、地域間のネットワークを広げ、地域間交流の促進を図る。	□ 研修内容(イメージ) ① 地域づくりとは? ② 県内の先進事例 ③ ワークショップ:テーマは地区担当が市町村と相談の上、内容を検討 ※ 研修後、講師と地区担当が実践活動をフォロー □ 研修会場 ① 東部地域:松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町 ② 隠岐地域:海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 ③ 石央地域:浜田市、江津市 ④ 石東地域:大田市、川本町、美郷町、邑南町 ⑤ 石西地域:益田市、津和野町、吉賀町 □ 研修回数 ・各圏域につき3回程度 □ 実施方法 研修内容は、各圏域の地区担当が市町村や各種団体と検討	-	-	
3	中山間地域・離島振興課	地域を支える集落支援員のスキルアップ支援	①集落支援員アドバイザーの派遣 集落支援員が集落の点検や住民同士の話し合いの促進、地域課題解決に取り組む地域運営組織などへのサポートなどを行ううえで、相談や助言を行うアドバイザーを配置する ②地域を支える集落支援員応援研修 集落支援員の存在意義や活動の事例等を紹介し、グループディスカッション等で他の集落支援員と情報交換をしながら、集落支援員としてのスキルを向上させる	①集落支援員アドバイザーの派遣 □派遣イメージ ・市町村が県へ派遣申請し、県で委嘱しているアドバイザーを調整して、派遣する(アドバイザー18名) ②地域を支える集落支援員応援研修 □研修イメージ ・研修内容は、中山間センター、各地区担当、市町村と調整しながら検討	-	-	
4	中山間地域・離島振興課	中山間地域の持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金	第5期島根県中山間地域活性化計画において、重点的に支援してきた複数公民館エリアで連携したモデル地区の事例や、県内の先進事例を参考として横展開を図るため、これまでの活動が継続・充実されるよう、市町村が支援する住民主体の取組について、その一部を支援	交付対象事業:以下の支援の対象となる事業を行う市町村に対して支援 ①横展開促進支援 市町村が各種団体と連携して実施する持続可能なコミュニティづくりにむけた新たな実践活動の実施又は既存の実践活動の継続・充実のために必要な費用を支援 【対象経費】車両購入費、備品購入費、修繕費、委託料、改修拠点経費 ②空き家活用促進 地域運営組織と連携し、空き家をお試し住宅等に改修し、地域外からの定住者を確保する市町村の取組を支援 【対象経費】改修費(5,000千円)、調整費(500千円)	市町村	①横展開促進支援 ○補助率 ・過疎債を活用する場合 起債額から交付税措置される額を除いた額の1/2 ※複数地区で取り組む場合は2/3 ・過疎債を活用しない場合 支援対象事業費の1/2 ※複数地区で取り組む場合は2/3 ○事業費上限 単独エリア 8,000千円 複数エリア 10,000千円 ②空き家活用促進 補助率 市町村実負担額の2分の1 ※補助上限額 2,750千円	県→市町村

No.	担当課	事業名	事業概要	事業の要件等	補助・助成事業者	補助率・額	交付金の流れ
5	中山間地域・離島振興課	スモール・ビジネス育成支援事業	<p>【事業全体】 中山間地域の豊かな自然環境や地域固有の資源を活用し、6次化等により商品価値を高め、魅力ある商品やサービス(売れる商品づくり)を開発し、小規模でも地域外から外貨を獲得する取組(スモール・ビジネス)を推進することにより、中山間地域における起業や創業、雇用創出を促進する。</p>	-	-	-	-
			<p>【スモール・ビジネス育成支援プログラム】 中山間地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用して商品化しようとする事業者及びスモール・ビジネスの商品や地域産品の主な販売先となる、道の駅や直売所等に対する、専門分野に関する知識・ノウハウの習得の機会の提供及び専門家による相談体制の構築等により、事業者の課題整理及び解決につなげ、地域に住み続けるための起業・創業や雇用の創出等を促進する。</p>	<p>○公募による委託事業 ○受講者は「県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人」及び「県内中山間地域において道の駅や直売所等の運営に関わる方」</p>	-	受講料は無料	-
			<p>【スモール・ビジネス育成支援事業補助金】 地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用して商品化しようとする事業者に対し、商品やサービスの開発・生産、販売促進などの取組に必要な経費を支援することで、地域に住み続けるための起業や創業、事業拡大を促進する。</p>	<p>○対象事業 ・地域の産品を活用した商品の加工、製造、販売等 ・地域の自然環境等を活用したサービスの提供 など</p> <p>○補助対象経費 ・商品企画・開発、販路開拓、流通の仕組みづくり等に必要な経費(消耗品費・委託費等) ・施設、設備等の整備、改修、修繕に必要な経費(備品費・工事費・リース料) ※通常の事業実施に係る経費(ランニングコスト)は対象外</p>	<p>県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人 (*市町村補助型の場合は、市町村経由で上記法人・団体、個人へ補助)</p>	<p>○補助率 R8より補助率を拡充(1/2→2/3) ○補助額 下限250千円、上限2,500千円</p> <p>※間接補助の場合、市町村の継足し補助可 ※別途、審査会開催</p>	<p>(間接補助) 県→市町村 (直接補助) 県→法人・団体又は個人</p>
6	中山間地域・離島振興課	地域内経済循環促進事業	<p>【地産地消等による地域内経済循環促進事業】 地産地消等を推進し、県内の経済循環を高めるための県産品の購入や県内での消費行動の拡大につながる、県民、生産者・事業者、行政で連携した取組を実施する。</p>	○公募による委託事業	-	-	-
7	中山間地域・離島振興課	離島地域生活機能確保対策事業(隠岐島油槽所タンク開放工事支援)	<p>隠岐4町村における石油製品の安定供給体制を構築するため、平成21年度に隠岐の島町が隠岐島油槽所を整備しているが、石油製品の品質確保のためには、油槽所開設から15年以内にタンクの開放工事(大規模改修)の必要があることから、当該経費について支援を行う。</p>	<p>○対象 ・隠岐島油槽所のタンク開放工事(大規模改修)に係る経費</p>	町村	<p>○町村が発行した過疎債の1.5/10(起債額から交付税措置される額を除いた額の1/2) ※国(交付税)70%、県15%、町村15%</p>	県→町村
8	しまね暮らし推進課	ふるさと島根定住推進事業 市町村定住支援体制整備事業(過疎債ソフト交付金・県単補助金)	<p>定住支援員の配置と事業内に雇用の取り組みを含むことを要件に、定住体制整備・雇用体制整備事業を行う市町村に対して、過疎市町村に対してはその元利償還の一部を支援、松江市・出雲市に対しては事業費の一部を補助。</p>	<p>①定住支援員の配置 ②実施事業の中に雇用に関する取組を含むこと</p> <p>(過疎市町村) 交付された交付金は、交付対象事業のために起こした過疎債ソフトの償還に併せて充当しなければならない。</p>	市町村	<p>&lt;過疎市町村&gt; 発行した過疎債の2/10 ※国(交付税)70%、県20%、市町村10% &lt;松江市・出雲市&gt; 事業費の1/2</p>	県→市町村

No.	担当課	事業名	事業概要	事業の要件等	補助・助成事業者	補助率・額	交付金の流れ
9	しまね暮らし推進課	ふるさと島根定住推進事業 Uターンしまね産業体験事業 ※ふるさと島根定住財団実施事業	島根への移住を考えている人に対して、一定期間農林水産業等の「産業体験」を行う場合の滞在に要する経費の一部をふるさと島根定住財団が助成する。	対象分野: 農業・畜産・林業・漁業・伝統工芸・介護など 助成期間: 3ヶ月以上1年以内 ※ 伝統工芸は2年以内 (2年目は60千円/月助成)	県外在住Uターン者希望者等	○体験者: 120千円/月(1,実家外U) 60千円/月(実家U) 子連れ世帯:30千円/月 受入先:30千円/月  ○介護資格を取得するための養成講座受講経費 (上限72千円)	財団→事業者
10	しまね暮らし推進課	わくわく島根生活実現支援事業	東京23区在住者または東京圏から東京23区への通勤者(一部例外あり)で、島根県に移住して、中小企業等に就業者した者に対して支援金を給付する。  〔世帯の場合〕100万円 ※子育て世帯への加算100万円 18歳未満の子どもも帯同して移住する場合には、子供一人あたり最大100万円を加算する 〔単身の場合〕60万円	(主な要件) (ア)移住元の要件 移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏から通勤していたこと 移住直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏から通勤していたこと (イ)移住先の要件 ・島根県内の市町村に転入すること ・移住支援金の申請時において1年以上以内であること ・移住支援金の申請から5年以上の居住意思があること (ウ)就業の場合 ・マッチングサイトに掲載された求人であること ・移住支援金の申請から1年以上、継続して勤務する意思があること (エ)テレワークの場合 自己の意思で移住し、移住元の業務を引き続き行うこと (オ)関係人口の場合 移住先の市町村が関係人口と認め、本事業における関係人口の範囲が明確化されていること (カ)起業の場合 1年以内に起業支援金の交付決定を受けていること	市町村	国1/2、県1/4、市町村1/4 (※市町村へ間接交付)	国→県→市町村
11	しまね暮らし推進課	関係人口アドバイザー派遣事業 ※ふるさと島根定住財団実施事業	地域づくりや地域活性化に関する専門的、実践的な知識及び経験を有する「地域づくりアドバイザー」を地域づくり団体等に直接派遣し、適切な指導・助言を行うことにより、地域づくりのための取り組みや実践的活動を支援する。	関係人口受入のためのアドバイザー派遣 関係人口に関与してもらう手法や関わり方の検討について、多様な地域のニーズに応じた指導を行うアドバイザーを派遣し、関係人口受入れを促進する。	民間団体、グループ、NPO法人等	謝金及び旅費	財団→事業者
12	交通対策課	地域生活交通再構築事業費補助金	中山間地域において、住民の交通手段を確保するため、移動ニーズを踏まえた最適な交通手段への転換を図るなど、交通体系の見直しに向けた実証事業等に取り組む市町村を支援	対象経費 (1)見直しに向けた調査・検討に要する経費 (2)実証運行に要する経費	市町村	補助率:1/2 補助上限額:8,000千円	県→市町村
13	中小企業課	地域商業等支援事業	経済情勢の悪化や事業者の高齢化等により県内商業等の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある現状を考慮し、商業機能の維持・向上などに取り組む事業者を支援する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域商業等の振興に寄与することを目的とする。	○小売店等開業支援事業 開店計画を有し、①又は②の区域において、次の業種にかかる事業を実施する者 ①中心市街地の活性化に関する法律における認定基本計画に位置づけられた区域 ②市町村が重点的に商業を新興する区域 【業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業  ○買い物不便対策事業 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売店の開店予定者(事業承継を含む) B 中小企業の基準を超える食料品等小売業の開店予定者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者  移動販売・宅配支援事業 飲食料品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、組合等	市町村	市町村ごとに補助率、補助額等は異なります。 詳細は出店を予定している市町村にお問い合わせください。	県→市町村

No.	担当課	事業名	事業概要	事業の要件等	補助・助成事業者	補助率・額	交付金の流れ
14	社会教育課	みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育機能強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村を支援</li> <li>派遣社会教育主事、県立社会教育研修センターや県立青少年社会教育施設の社会教育主事による伴走支援をあわせて実施</li> </ul> <p>①地域課題解決支援型 地域課題解決に主体的に立ち向かっていく人づくりに取り組む市町村を支援</p> <p>②体験活動支援型 子どもたちの体験活動を実施するとともに、体験活動を広く周知して、活動の機会を提供する市町村を支援</p> <p>③「ふるさと活動」支援型 子どもたちが主体となって行う「ふるさと活動」を支えるとともに、その活動を支える体制づくりに取り組む市町村を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①③は、社会教育研修センターが実施する「公民館等職員実践研修」を受講しながら、現場で具体的に活動を興し、自主事業の構築や自主事業のブラッシュアップに取り組むこと</li> <li>②は県立青少年社会教育施設の伴走支援を受けながら、体験活動を実施し、子どもたちの身近な場所で、体験活動が提供されるようにすること</li> </ul>	市町村	<p>①[補助率] 活用1年目1/2 活用2年目1/3 [上限額] 200千円／公民館等</p> <p>②[補助率]1/2 [上限額] 200千円／公民館等</p> <p>③[補助率] 活用1年目1/2 活用2～3年目1/3 [上限額] 新規団体500千円 既存団体300千円</p>	県→市町村
15	建築住宅課	しまね定住推進住宅整備支援事業	<p>○市町村が事業主体となって中山間地域等で実施するU・イターン者等向けの賃貸住宅・お試し暮らし体験住宅等の建設、空き家の改修及び空き家バンクの登録にかかる費用の一部を補助する。</p>	<p>【新築事業】 設計住宅性能評価を行うこと 市町村以外が建設事業者である場合は、住宅を市町村が10年間管理すること 工事施工者は県内に本店を有する事業者であること</p>	市町村	補助対象経費の1/5(上限350万円、離島:上限400万円) ※間接補助の場合、市町村補助額の1/2を上限	県→市町村
				<p>【改修事業】 国事業を活用した事業であること 耐震性能の確認を行ったものであること 市町村以外が改修事業者である場合は、住宅を市町村が10年間管理すること ※10年間の解体不可を条件に移住者への譲渡を認める 改修後の便所は原則水洗であること 工事施工者は県内に本店を有する事業者であること</p>	市町村	補助対象経費の1/4 (上限350万円、離島:上限400万円) ※間接補助の場合、市町村補助額の1/4を上限	
				<p>【空き家バンク登録支援事業】 事業完了後に市町村の空き家バンクに登録される物件であること</p>	市町村	<p>①残置物処分1/2(上限5万円、離島10万円) ②ハウスクリーニング1/2(上限5万円、離島10万円) ③適正管理1/2(上限6万円) ④現況調査等1/2(上限5万円)</p>	
16	農山漁村振興課	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)農村RMO(農村型地域運営組織)形成推進事業	<p>①活動着手支援型 農村RMOの裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援</p> <p>②地域連携型【拡充】 農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地域公共団体等と連携した実証事業等を支援</p> <p>③一般型(新規採択は令和8年度まで) 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	地域協議会	<p>①活動着手支援型 【事業期間:1年間、交付率:定額(上限200万円)】</p> <p>②地域連携型 【事業期間:上限4年間、交付率1/2以内(上限1,500万円(年標準額375万円))】</p> <p>③一般型 【事業期間:上限3年間、交付率:定額(上限1,500万円(年標準額500万円))】</p>	国→県→地域協議会
17	農山漁村振興課	中山間地域等直接支払交付金	<p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付</p>	<p>【対象地域】 中山間地域等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)</p> <p>【対象農用地】 農振農用地域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地</p> <p>【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等</p> <p>【集落協定等に基づく活動】</p> <p>① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)</p> <p>② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)</p> <p>【加算】 取組に応じた各種加算があり、活用には、取組目標の設定、達成が必要</p>	市町村	国1/2、県1/4、市町村1/4 (※市町村へ間接交付)	国→県→地域協議会